## 期間業務職員の募集について

内閣府大臣官房企画調整課では、期間業務職員の募集を行います。

## 1. 採用予定官職

期間業務職員(大臣官房企画調整課)

※非正規雇用

# 2. 業務内容

大臣官房企画調整課(本室)では以下のような業務を行っています。

- ・ 内閣府の所掌する政策のとりまとめ・協議窓口
- ・ 内閣府の税制改正要望のとりまとめ
- ・ 税制調査会など各種審議会の運営

## 3. 職務内容

一般事務

具体的には、PCを使った資料作成、資料管理、資料受取・発送、電話・来客対応、メール送受信、簡単な清掃、室内の備品・消耗品の管理、その他常勤職員の補助事務的な業務を担当していただきます。

## 4. 募集人数

1名

## 5. 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基礎的なPC操作が可能な方(Word、Excel、メール 等)

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- 〇日本国籍を有しない者
- ○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- 〇平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 6. 採用予定日、雇用期間

(1)採用予定日

令和7年4月1日

(2) 雇用期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日(採用後、1ヶ月間は条件付採用期間) ※勤務成績等により再採用されることもあります。

## 7. 給与

## (1) 日給

10, 490円~13, 330円

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承 知置きください。

## (3)諸手当

通勤手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤は不可、マイカー通勤不可)

住居手当(月額28,000円以内、支給条件に該当する者のみ)

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承 知置きください。

## (4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

#### (5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。(年2回(6月及び12月))

#### (6) 支払日

原則毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の 16日に支給)

## 8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

#### 9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入。

- ※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
- ※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員 共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

## 10. 身分•服務

国家公務員法を適用(非常勤職員)

## 11. 勤務時間・休暇

## (1) 勤務時間

原則として午前8時30分~午後5時15分(正午から午後1時までの60分間は休憩時間)(土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。)

なお、組織の業務の都合により、所定勤務時間を変更する場合があります。

## (2)休暇

年次休暇10日(半年経過後に付与。再採用時に繰越可。) 夏季特別休暇3日間(7月~9月の間に取得可能。)

## 12. 勤務地

内閣府大臣官房企画調整課

東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館

※中央合同庁舎8号館へは、内閣府庁舎から連絡通路を経由して入館してください。



## 13. 応募方法

## (1)提出書類

履歴書(市販のもので可、写真貼付、日中の連絡先、メールアドレスも必ずご記入ください)、職務経歴書

(2)提出方法

郵送(封筒表面に「期間業務職員 応募書類」と朱書きの上、送付してください) ※持込不可

(3)提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1 内閣府大臣官房企画調整課 庶務担当

(4)提出締切り

令和7年1月28日(火)必着

<u>※選考は順次行い、提出期限内であっても採用者が確定次第、締め切らせていただ</u>きます。

#### 14. 選考方法

1次選考 書類審査

## 2次選考 面接

- ※書類審査(1次選考)の結果、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、 面接(2次選考)の日時、場所等をご連絡させていただきます。
- ※応募書類は返却いたしません。(責任廃棄いたします)

## 15. 問合せ先

内閣府大臣官房企画調整課 庶務担当 電話 03-5253-2111(内38114)

## 16. その他

採用後は、「マイナンバーカード」を身分証として使用することとしていますので、 あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。